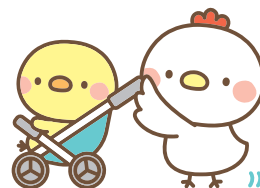


育児休業支援手当金をご存じですか？

育児休業支援手当金とは、育児休業に係る子の出生後（女性は産後休業後）から56日以内に、**組合員とその配偶者の両方が14日以上**の育児休業等を取得する際に、組合員の休業期間について、28日間を限度に**標準報酬日額の13%**（ただし、上限額あり）を支給する制度です。



支給対象となるのは、令和7年4月1日以降に、次の①及び②の両方を満たした場合です。

- ①組合員が、対象期間（注1）内に育児休業等をした日数が通算して14日以上あるとき
 - ②配偶者が子の出生日から起算して56日を経過する日の翌日までに育児休業等を14日以上取得していること
- ※「出生日から起算して」とは、出生日を1日目として日数を計算することです。

★ただし、次のa～dのいずれかに当てはまる場合は、①のみを満たすことで支給要件となります。

- a 配偶者がいない場合
- b 配偶者が**自営業者、フリーランス、無職等**の雇用される労働者でない場合
- c 配偶者が当該育児休業等に係る子について**産後休業等**を取得している場合
- d 配偶者が育児休業等に係る子の出生日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内において**事業主から育児休業等の申し出を拒まれた等**の場合

上記②について、必ずしも配偶者が共済組合員である必要はありません。

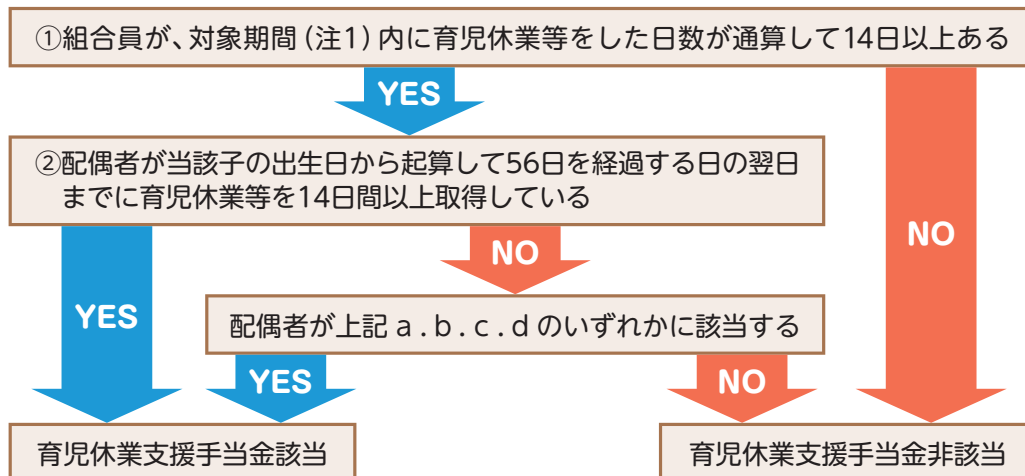
（注1） 対象期間

- 組合員が産後休業等を取得しなかったとき
→**出生日から起算して56日を経過する日の翌日**までの期間
- 組合員が産後休業等を取得したとき

子の出生日	対象期間の開始日	対象期間の終了日
出産予定日より前	子の出生日	出産予定日から112日を経過する日の翌日
出産予定日と同日	子の出生日	子の出生日から112日を経過する日の翌日
出産予定日より後	出産予定日	子の出生日から112日を経過する日の翌日



★育児休業支援手当金フローチャート



※制度の詳細および提出書類等については、各所属所の事務担当者にご確認ください。

共済給付・年金グループ 017-734-9913